

平成20年11月7日 第2回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成20年11月7日（金）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成20年11月7日（金）午後2時開会
北河内4市リサイクル施設組合議会平成20年第2回定例会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	議席の指定	
2	—	会期の決定	
3	議 案 第 3 号	北河内4市リサイクル施設組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び北河内4市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
4	認 定 第 1 号	平成19年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定について	
5	—	一般質問	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成20年第2回定例会会議録

1. 開 会 平成20年11月7日 午後2時00分から

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (12名)

(議 席)

1 番	前田 富枝	(枚方市議会)
2 番	伊藤 和嘉子	(")
3 番	野村 生代	(")
4 番	森 裕司	(")
5 番	河西 正義	(")
6 番	板東 敬治	(寝屋川市議会)
7 番	廣岡 芳樹	(")
8 番	中谷 光夫	(")
9 番	住田 利博	(")
10 番	大川 泰生	(四條畷市議会)
11 番	小原 達朗	(")
12 番	栗原 俊子	(交野市議会)

1. 欠席議員 (1名)

(議席)

13 番 稲田 美津子 (交野市議会)

1. 法第121条による出席者

管理者	馬場 好弘	(寝屋川市長)
副管理者	竹内 脩	(枚方市長)
副管理者	田中 夏木	(四條畷市長)
副管理者	中田 仁公	(交野市長)
会計管理者	原田 立雄	(寝屋川市会計管理者)
事務局長	寺西 喜久雄	(兼務)
課長	辻 康明	
課長代理	武岡 義正	
課長代理	谷辻 和彦	(兼務)
副係長	川田 浩司	(兼務)
主査	乾 正巳	

1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）環境部部長（広域リサイクル事業担当）

大久保 勝次

環境部次長（広域リサイクル事業担当）

兼ごみ減量推進課長 濱本 遵市

（枚方市）環境事業部長 西尾 和三

減量総務課長 宮崎 豊

（四條畷市）市民生活部長 松永 博

生活環境課長 西尾 佳岐

（交野市）環境部長 宇治 正行

循環型社会推進室課長 松下 篤志

1. 議会事務局職員出席者

事務局長 寺西 喜久雄（兼務）

組合議会事務員 浦井 達己

課長代理 谷辻 和彦（兼務）

副係長 川田 浩司（兼務）

北河内4市リサイクル施設組合議会平成20年第2回定例会会議録目次
(平成20年11月7日)

開議（午後2時00分）	1
出席状況の報告	1
河西正義議長の開会宣言	1
馬場好弘管理者の開会のあいさつ	1
会議録署名議員指定（住田利博議員と大川泰生議員）	2
議席の指定	2
会期の決定	2
諸般の報告	
（平成20年7月14日から平成20年11月6日までの諸会議の報告）	2
議案第3号 北河内4市リサイクル施設組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び北河内4市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2
辻 康明課長の提案理由説明	2
議案第3号採決	3
認定第1号 平成19年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定について	3
武岡義正課長代理の提案説明	3
7番 廣岡芳樹議員の質疑	6
1. 負担金について	
2. 衛生費国庫支出金について	
3. 雑入について	
4. 組合債について	
5. リサイクル施設費の委託料について	
寺西喜久雄事務局長の答弁	8
廣岡芳樹議員の再質問	10
辻 康明課長の答弁	12

廣岡芳樹議員の再々質問	1 4
8 番 中谷光夫議員の質疑	1 4
1. 訴訟事務費について	
2. 各種委託料について	
3. 開設観覧会・環境保全推進連絡協議会等について	
休憩（午後 2 時 5 8 分）	1 4
再開（午後 3 時 5 分）	1 5
中谷光夫議員の質疑再開	1 5
寺西喜久雄事務局長の答弁	1 6
中谷光夫議員の再質問	1 8
辻 康明課長の答弁	2 0
武岡義正課長代理の答弁	2 2
辻 康明課長の答弁	2 2
中谷光夫議員の再々質問	2 3
8 番 中谷光夫議員の反対討論	2 3
認定第 1 号採決	2 4
一般質問	2 4
7 番 廣岡芳樹議員の一般質問	2 4
1. 換気設備及び排気浄化用活性炭の処分仕様について	
2. 第二京阪道路事業との環境影響対応について	
3. 寝屋川病について	
4. 組合予算の編成について	
寺西喜久雄事務局長の答弁	2 6
廣岡芳樹議員の再質問	2 6
会議時間延長の宣言（午後 3 時 5 1 分）	2 7
辻 康明課長の答弁	2 7
廣岡芳樹議員の再々質問	2 8
2 番 伊藤和嘉子議員の一般質問	2 8
1. 北河内 4 市リサイクルプラザ操業差止等請求訴訟の大阪地裁判決 と住民健康被害の実態について	

2. 環境測定調査報告について	
寺西喜久雄事務局長の答弁	3 0
馬場好弘管理者の答弁	3 1
伊藤和嘉子議員の再質問	3 1
寺西喜久雄事務局長の答弁	3 2
伊藤和嘉子議員の再々質問	3 2
8 番 中谷光夫議員の一般質問	3 3
1. 施設周辺住民の健康被害について	
2. 施設の排出空気と測定調査について	
3. 協議会だよりの送付について	
4. 委託業者の選定について	
5. 廃プラスチックの材料リサイクルの見直しについて	
寺西喜久雄事務局長の答弁	3 5
中谷光夫議員の再質問	3 7
寺西喜久雄事務局長の答弁	3 8
辻 康明課長の答弁	3 9
中谷光夫議員の再々質問	3 9
馬場好弘管理者のお礼のあいさつ	4 0
河西正義議長の閉会のあいさつ	4 0

閉会（午後 4 時 3 0 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名

付議事件一覧表

(午後2時00分 開会)

○議長(河西 正義君) 本日は何かとご多忙の中、お集まりいただき、ありがとうございます。開会に先立ち、事務局長に議員の出席状況を報告させます。寺西事務局長。

○事務局長(寺西 喜久雄君) 本日の会議のただいまの出席議員は12名でございます。なお、稲田議員につきましては所用のため欠席する旨、届け出をいただいております。以上、報告を終わります。

○議長(河西 正義君) ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内4市リサイクル施設組合議会平成20年第2回定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に際し、管理者からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 定例会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成20年第2回北河内4市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様にはご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、リサイクルプラザの運転を2月から開始いたしまして、約9カ月が経過いたしました。この間、大きな事故やトラブルもなく、順調に処理を行っております。今後も施設の運営にあたりましては、構成4市並びに関係者の皆様とも、より一層連携を図りながら、安全を第一に円滑かつ着実に遂行してまいりたい所存でございます。議員の皆様方には引き続き温かいご理解とご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

さて、本日提案させていただきます案件は、北河内4市リサイクル施設組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び北河内4市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定及び平成19年度歳入歳出決算の認定を予定いたしております。各案件につきましては、上程の都度ご説明を申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単でありますけれども、開会にあたってのごあいさつといたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（河西 正義君） 次に本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、住田利博議員と大川泰生議員の2名を指名します。

日程第1、議席の指定を行います。このたび新たに組合議会議員となられた交野市派遣議員の栗原俊子議員に12番の議席を、稲田美津子議員に13番の議席を指定します。なお、配席表はお手元に配布しております。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君） ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日1日と決定しました。

この際、諸般の報告をします。平成20年7月14日から平成20年11月6日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりです。ご了承いただきますようお願ひいたします。

日程第3、議案第3号 北河内4市リサイクル施設組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び北河内4市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。辻課長。

○課長（辻 康明君） ただいまご上程いただきました議案第3号 北河内4市リサイクル施設組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び北河内4市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。議案書の1ページをお開き願ひます。

本案につきましては、平成20年9月1日施行の地方自治法の一部改正に伴ひ、組合議会議員の議員の報酬に関する規定について所要の改正を行うため、新たな条例を制定するものでございます。

それでは条文の朗読を省略させていただきます。主な改正内容につきましてご説明申し上げます。2ページをお開きください。また、4ページから6ページの新旧対照表をご参照ください。

第1条は、北河内4市リサイクル施設組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、第2条は、北河内4市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤の

ものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございまして、いずれも地方自治法の改正に伴い、議員の報酬の名称を議員報酬に改めるとともに、引用条文に係る条文整備等を行うものでございます。

最後に、附則といたしまして、第1項は、施行期日を公布の日とするものでございます。

第2項及び第3項は、経過措置の規定でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（河西 正義君）　これから質疑に入ります。なお、会議規則により、いずれの質疑も質疑の回数は3回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことのないよう念のためお知らせをいたします。これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君）　質疑なしと認めます。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君）　討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君）　ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、認定第1号　平成19年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。武岡課長代理。

○課長代理（武岡 義正君）　ただいま上程いただきました認定第1号　平成19年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定につきましてご説明申し上げます。議案書の7ページをお開き願います。

本決算認定は、地方自治法第292条において準用する同法第233条の第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、認定に付するものでございます。

平成19年度におきましては、リサイクルプラザの建設工事が竣工し、平成20年2月1日から本格稼働を始めました。この間、施設の維持管理に係る入札事務におきま

しては、透明性・公平性・競争性を確保する観点から、それぞれ郵便入札による制限付き一般競争入札を実施した次第でございます。今後とも、事務執行にあたりましては、構成4市の財政状況等を勘案し、合理的・効率的な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

それではお手元の歳入歳出決算書に基づき、順次ご説明申し上げます。

初めに、決算書の22ページ、実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入総額は15億5620万円でございます。一方、歳出総額は15億4365万3000円でございます。その結果、歳入歳出差引額は1254万7000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1254万7000円となり、同額を翌年度へ繰り越しいたしまして、平成19年度決算を終了させていただいた次第でございます。

ご参考までに、現計予算額に対する執行率は、歳入で81.2%、歳出で80.5%となっております。

恐れ入ります。7ページにお戻り願います。

歳入歳出決算事項別明細書によりまして、主な決算内容についてご説明を申し上げます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず歳入でございますが、1款 分担金及び負担金、収入済額1億5311万171円、内訳といたしまして、枚方市負担金が6012万8016円、寝屋川市負担金が4384万2387円、四條畷市負担金が2355万8833円、交野市負担金が2558万935円でございます。

次のページ、10ページ、11ページをお開き願います。

2款 国庫支出金、収入済額6億8162万8000円、内容といたしましては、廃棄物処理施設整備費国庫補助金で補助基本額13億6325万7068円につきましては、建設工事費及び工事監理業務委託でございます。補助率は2分の1でございます。

続きまして3款 諸収入、収入済額723万3395円、内訳につきましては、目ごとにご説明申し上げます。1項 組合預金利子、1目 組合預金利子につきましては、収入済額21万8111円でございます。2項 雑入、1目 雑入、収入済額701万5284円、内容といたしましては、分別排出啓発パンフレット作成代金286万6500円、ペットボトル有償入札拠出金収入412万6676円、雑入の2万2108円につきましては、自動販売機の行政財産目的外使用に係る光熱水費でございます。

4款 組合債、収入済額6億4970万円につきましては、建設工事費及び工事監理業

務委託並びにフォークリフト等車両購入に対する一般廃棄物処理事業債でございます。

次のページ、12 ページ、13 ページをお開き願います。

5 款 繰越金、収入済額 6452 万 8971 円につきましては、前年度繰越金でございます。内容といたしましては、継続費の通次繰越に係る繰越金 6208 万 5918 円、平成 18 年度の決算剰余金 244 万 3053 円でございます。

歳入合計といたしましては収入済額 15 億 5620 万 537 円でございます。

続きまして歳出につきましてご説明申し上げます。14 ページ、15 ページをお開き願います。

1 款 議会費、予算現額 311 万 8000 円、支出済額 204 万 4419 円、主な内容といたしましては、議員報酬 184 万 7285 円、会議録作成に伴います筆耕翻訳料 17 万 362 円などでございます。

2 款 総務費、予算現額 7125 万 9223 円、支出済額 6259 万 822 円、内容につきましては、目ごとにご説明申し上げます。1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、予算現額 7096 万 7223 円、支出済額 6241 万 1421 円、主な内容といたしましては、特別職報酬 76 万 866 円、証人出廷及び陳述・意見書執筆謝礼などの報償費が 38 万 4025 円、16 ページに移りまして、需用費・例規集追録作成に係る印刷製本費が 34 万 6143 円、役務費・電話料が 38 万 4808 円、公金支出差止等請求訴訟委任委託などの委託料が 264 万 2950 円、コピー・ファクスなどの使用料が 66 万 3611 円、管理棟の庁用器具などの備品購入費が 540 万 6897 円、派遣職員人件費負担金 5111 万 3901 円などでございます。

2 目 公平委員会費、予算現額 4 万 9000 円に対しまして支出済額が 0 円で、全額不用額でございます。次に 18 ページ、19 ページをお開き願います。2 項 監査委員費、1 目 監査委員費、予算現額 24 万 3000 円、支出済額 17 万 9401 円、内容といたしましては、監査委員報酬でございます。

続きまして 3 款 衛生費、予算現額 18 億 1784 万 4918 円、支出済額 14 億 7023 万 4967 円、主な内容といたしましては、需用費・分別排出啓発パンフレット作成に係る印刷製本費 294 万 5250 円、工事監理業務や運転管理等業務などの委託料が 4099 万 6687 円、建設工事と施設周辺整備工事の工事請負費が 14 億 1196 万 9112 円、20 ページに移りまして、フォークリフトとホイールローダの車両購入など備品購入費が 1097 万 8222 円、下水道事業受益者負担金などの負担金が 105 万 7869 円などでございます。

続きまして 4 款 公債費、予算現額 2378 万 9000 円、支出済額 878 万 3061 円、内容といたしましては、償還金利子及び割引料、組合債利子・一時借入金利子でございま

す。

歳出合計といたしましては、予算現額 19 億 1757 万 8918 円、支出済額 15 億 4365 万 3269 円でございます。

続きまして 24 ページをお開き願います。財産に関する調書につきましてご説明申し上げます。

1 公有財産のうち、(土地)につきましては、平成 19 年度中の増減はございません。(建物)につきましては、施設が竣工したことから平成 19 年度において、管理棟 601 m²、処理棟 3938 m²、搬入側の計量機棟 (1) が 39.5 m²、搬出側の計量機棟 (2) が 39.5 m²、合計 4618 m²でございます。

2 の物品につきましては、平成 19 年度において、ホイールローダ 1 台、フォークリフト 3 台の増となっております。

以上、簡単な説明ではございますが、平成 19 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算の説明とさせていただきます。

添付しております決算に関する主要な施策の成果及び決算審査意見書をご参照賜りまして、何とぞよろしくご審議の上、ご認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(河西 正義君) 順次、質疑を許します。まず通告に従い、廣岡議員の質疑を許します。廣岡議員。

○7番(廣岡 芳樹君) 寝屋川市の廣岡芳樹でございます。ただいま認定第 1 号 平成 19 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定について、その内容をご説明いただきました。通告に従いまして質疑を行います。

なお、平成 19 年度決算については、平成 17 年度に設定されました継続費の最終年度でございます。平成 19 年度決算に関する主要な施策の成果の 2 ページには、平成 19 年度北河内 4 市リサイクル施設組合継続費精算報告書が記載をされております。当該報告書が地方自治法第 233 条第 5 項に規定する主要な施策の成果を説明する書類に該当するかどうかについては、若干の疑義のあるところでございますが、今後検討をお願いしておきます。また、平成 18 年度から継続費の通次繰越分が平成 19 年度決算の一部として計上をされていることから、質疑が平成 18 年度の内容に及ぶことがあるかも分かりませんが、継続費の最終年度ということでご了解をお願いいたします。

なお、質問の内容は決算書に示されました各項目の決算数値を基本といたしますので、的確なご答弁をお願いいたします。

まず歳入からご質問をいたします。1款 負担金及び分担金、1項 負担金、1目 負担金についてお伺いをいたします。この目は、北河内4市リサイクル施設組合理約第14条に基づく構成4市からの平成19年度負担金が計上されております。その中で、繰越金精算金がそれぞれマイナス計上をされてございます。これは平成18年度決算書歳入歳出差引残額から継続費の通次繰越に係る繰越一般財源6208万5918円を控除した244万3053円を各市に按分したことは理解をいたします。しかしながら、ご承知のように地方公共団体の予算の原則として、地方自治法第210条には総計予算主義の原則がうたわれております。この原則に従うならば、組合の平成18年度の黒字分については、歳出において各市負担金返還金として計上し、歳入においては負担金は精算を行わない金額で計上すべきではないかと考えます。地方自治法の解釈も含めた見解を求めます。

次に2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 衛生費国庫補助金についてお伺いをいたします。平成19年度決算書によりますと、当該目の調定額は6億8162万8000円となっております。ここで平成18年度決算書の同目を検証してみますと、調定額6億7599万2000円、収入済額2億3557万1000円、収入未済額4億4042万1000円となっております。また、平成19年7月19日に提出されました平成18年度北河内4市リサイクル施設組合継続費繰越の報告についての繰越計算書では、翌年度通次繰越額に対する財源のうち国庫支出金の未収入特定財源が5億9966万2000円となっております。そこでお伺いをいたします。この継続費事業について、国庫補助金の交付申請及び交付決定に関して、日時及び金額について時系列でお答えを願いたいと思います。また、通次繰越額に対する未収入特定財源の国庫補助金5億9966万2000円は交付決定を受けておらない分まで未収入特定財源として計上をしているのではないかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。お答えをお願いいたします。

次に3款 諸収入、2項 雑入、1目 雑入についてお伺いをいたします。節 分別排出啓発パンフレット作成代金について詳細にお答えをお願いいたします。次に節 ペットボトル有償入札拠出金収入412万6676円について根拠数値等を詳細にお答えください。

次に4款 組合債、1項 組合債、1目 組合債についてお伺いをいたします。この費目についても継続費通次繰越の未収入特定財源として計上をされておりますが、平成18年度決算では調定額と収入済額が一致をしており、平成18年度許可額のうちの程度の額が実質繰り越されたのかが判定できない状況になっております。したが

いまして、平成 19 年度決算額 6 億 4970 万円のうち、繰越分は幾らか答弁を求めます。この費目についても起債協議及び許可額について時系列でお示しを願いたいと思います。また、この地方債は公害防止事業債に該当するのか。する場合は交付税算入についてはどのように行われるのか。増加需要額の按分はどのようにされるのかについてもお答えをお願いいたします。

次に歳出についてお伺いをいたします。3 款 衛生費、1 項 清掃費、1 目 リサイクル施設費、節 委託料のうち運転管理業務委託について、歳出決算額 2446 万 7314 円に関して、支出の詳細についてお示しをお願いしたいと思います。詳細といたしますと、入札方法、入札執行日、応札業者名、落札業者名、落札金額、決算金額算定根拠等についてでございます。次にプラスチック製容器包装再商品化業務委託について、歳出決算額 357 万 567 円に関して、支出の詳細についてお示しください。詳細とは、先ほど申し上げたとおりでございます。また、再商品化につきまして追跡調査についてもお答えください。引き渡しトン数、再商品化トン数、残余の有無、有りの場合は処分方法の検証についてお答えをお願いいたします。

以上で 1 回目の質疑を終わります。

○議長（河西 正義君） 理事者から答弁を求めます。寺西事務局長。

○事務局長（寺西 喜久雄君） 廣岡議員さんの質問に順次お答えをいたします。

まず負担金についてのご質問でございますが、総計予算主義の原則とは、一会計年度における一切の収入及び支出は、すべて歳入歳出予算に編入しなければならないということございまして、これに対して収入を上げるに要する経費を控除した残額のみを歳入に計上し、支出に伴い生ずる収入を控除した残額のみを歳出に計上するのが純計予算主義の原則でございます。繰越金の精算につきましては、実際の歳出を伴うものではございませんので、歳出予算を計上せず、分担金及び負担金において繰越金の精算を行うことは、法の趣旨を逸脱するものではないと認識しております。また、繰越金精算につきましては、平成 20 年 2 月議会におきまして補正予算の議決をいただいております。

次に国庫補助金につきましてのご質問でございますが、平成 18 年度の交付申請日は平成 18 年 10 月 13 日で交付申請額が 6 億 7599 万 2000 円ございまして、交付決定日は平成 18 年 12 月 28 日で交付決定額は同額の 6 億 7599 万 2000 円でございます。続きまして平成 19 年度の交付申請日は平成 19 年 10 月 18 日で交付申請額が 1 億 9598 万 3000 円ございまして、交付決定日は平成 19 年 12 月 17 日で交付決定額は同じく 1

億 9598 万 3000 円でございます。また、19 年度につきましては追加工事に伴い平成 19 年 12 月 17 日に変更交付申請を行っておりまして、交付申請額が 4583 万 4000 円、交付決定日は平成 20 年 1 月 24 日で、交付決定額が同じく 4583 万 4000 円でございます。

次に通次繰越額に対する未収入特定財源についてのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり未収入特定財源といたしましては予算額を計上いたしております。継続費の通次繰越につきましては、制度上、毎設定年度の継続費の執行残額を不用額とすることなく、継続年度の終わりまで繰り越して執行することができることとなっておりますので、国庫補助金につきましても予算額を未収入特定財源として計上いたしましたものでございます。

次に雑入についてのご質問でございますが、分別排出啓発パンフレットの作成代金につきましては、当該業務における印刷部数は本組合、枚方市、四條畷市、交野市、合わせて 37 万 4000 部でございます、契約額は 294 万 5250 円でございます。組合分を除く 3 市の合計で 286 万 6500 円を雑入として計上しております。なお、寝屋川市につきましては従前より分別を行っておりまして、今回の印刷は行っておりません。

次にペットボトル有償入札拠出金収入については、4 月から翌年の 2 月までと 3 月の 2 回に分けて収入しております。算定方法は、本組合の年度初契約再商品化委託単価のうち有償分に、協会への引き渡した量を乗じたものを、全国の合計値で除したものに、総拠出対象金額を乗じた額が拠出金額となりまして、そこから振込手数料を引いた金額が実収入額となっております。本組合の拠出金収入のうち平成 20 年 2 月分につきましては 202 万 2945 円でございます、平成 20 年 3 月分につきましては 210 万 3731 円、合計で 412 万 6676 円でございます。

次に組合債についてのご質問でございますが、平成 19 年度決算額 6 億 4970 万円のうち、平成 18 年度からの繰越額は 3 億 9610 万円でございます。起債協議及び許可額につきましては、平成 18 年 9 月 29 日に平成 18 年度分の起債許可申請を行いまして、平成 18 年 10 月 27 日に大阪府より 7 億 6090 万円の許可を得ております。また、平成 19 年度分につきましては、平成 19 年 9 月 28 日に起債許可申請を行い、平成 19 年 10 月 26 日に 2 億 280 万円の許可を得、また追加分の起債許可申請を平成 20 年 2 月 29 日に行い、5080 万円の許可を得ております。この組合債につきましては、いわゆる公害防止事業債に該当し、交付税上の区分といたしましては、補助事業分、充当率 90%のうち 75%が公害防止事業債、15%が財源対策債でございます、いわゆる単独分につきましては清掃費での交付税算入になります。

次に増加需要額につきましては、当該年度の施設建設経費における各市の負担割合により按分いたしておりますので、よろしく申し上げます。

次に歳出についてのご質問でございますけれども、運転管理業務委託につきましては、制限付き一般競争入札を郵便入札で行ったものでございます。開札は平成 19 年 12 月 20 日の木曜日午前 11 時に行いました。応札業者は、テスコ株式会社、株式会社タカダ事業本部、アイテック株式会社、大阪東部リサイクル事業協同組合の計 4 社でございまして、1 トン当たり 1 万 3990 円が入札した大阪東部リサイクル事業協同組合が低入札価格調査委員会を経て、落札されました。

次に決算金額算定根拠でございますが、開設観覧会等における処理量 18.482 トンに 1 万 3990 円を乗じたものに消費税を加えた金額 27 万 1491 円と 2 月分の処理量 727.7 トンに 1 万 3990 円を乗じたものに消費税を加えた金額 1068 万 9549 円と 3 月分の処理量 919.451 トンに 1 万 3990 円を乗じたものに消費税を加えた金額 1350 万 6274 円、合計 2446 万 7314 円となっております。

次にプラスチック製容器包装再商品化業務委託につきましては、指定法人でございます財団法人日本容器包装リサイクル協会と随意契約をしております。契約金額はプラスチック製容器包装がトン当たり 8 万 5800 円でございます。引渡量 1387.18 トンに市町村の負担率 3 % を乗じた 357 万 567 円が支出額でございます。

また、再商品化の追跡調査につきましては、引渡量の約 50% が再商品化されており、残りの 50% につきましては大半が固形燃料、いわゆる R P F 化されております。産業廃棄物として単純焼却はされていないと聞き及んでおります。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 廣岡議員。

○7 番（廣岡 芳樹君） 細かいことまでお聞きしましたので、それについてご答弁をいただきました。それでは再質問を数点させていただきます。

まず 1 点目の負担金についてでございますが、補正予算の議決をしたというご答弁がありました。私の質問に対して補正予算の議決の有無というのは特段関係はないかなと、こう思っております。各市の一般会計でも国・府支出金に対する返還金は歳出で対応をされておると思っております。寝屋川市では対応をしております。それが本質であろうかなと私は思っております。この件に関して 2、3 の事例をいろいろ聞いてみました。すると当組合と同様の処理をしているところもありますが、また返還金で組んでおられるところもあります。どちらが正しいかというのは、そういう指導をしておる府の市町村課の財政担当あたりにでも一度確認をしてほしいと考えますが、いかがで

しょうか。

それと次に国庫補助金についてお伺いいたします。今、数字をそれぞれ時系列でお聞きをいたしました。18年度決算については私が質問で述べたとおりであります、19年度の国庫補助金について、これ2回申請をされておると。1回目は10月18日に1億9598万3000円、2回目追加として4583万4000円、足して2億4181万7000円という、その額がすべて交付をされておるわけですが、ここで平成18年度決算の調定額6億7599万2000円から収入済額2億3557万1000円を引いた4億4042万1000円とその追加交付分2億4181万7000円を足しますと、これ6億8223万8000円になります。ここで平成19年度の決算の調定額を見てみますと6億8162万8000円、61万円の差が出てくる。これについて若干ご説明をお願いいたしたいと思います。

この国庫補助金については継続費の通次繰越の未収入特定財源についてもお聞きをいたしました。予算単年度主義の原則の例外の主なものが継続費と繰越明許費というのはすべての方がお分かりだと思うんですけども、繰り越す場合の未収入特定財源の取り扱いについては、それぞれ繰越明許費と継続費通次繰越、大きな差がございます。その取り扱いを誤ると収支において大きな影響が出てまいります。このことは私が所属いたします寝屋川市議会においても幾度となく述べておりますが、当組合の処理をお聞きしますと、実務上、行政実例等によりまして的確に処理をされておるとい、こういう評価をいたします。ただ、ある面におきましては検討を加えるべきこともあるかと考えますので、また指導官庁の大阪府とよくご相談をしていただきたいと思います。これは要望です。

次に諸収入について今パンフレットの作成代金3市からの分をお答えいただきました。これ諸収入、雑入で計上されておるんですが、各市からの分については負担金ではなかろうかなと思うんです。ただ規約等を見ても、そういう算出する根拠もないので雑入であったのかなと思うんですけども、その辺のところ雑入にした経緯というのを伺いたしたいと思います。

それからペットボトル有償入札拠出金についてもご答弁をいただきました。ちょっと質問が後先になってしまうんですが、拠出金という名称ですね。これはどういうことからされておるのか。それと細かい算定方法についても文言でご答弁をいただきました。計数的にはどのようになっているのか。例えば年度初の契約の再商品化委託単価、うち有償分は幾らなのか、協会への引き渡し分量は幾らなのか、全国の合計値、また比率は幾らなのか、総拠出金対象額、振込手数料はなんぼ、それで幾らになった

か、ちょっとその辺のところも教えていただきたいと思います。

そして平成 20 年度予算を見ても、あまり計上されておられないかなと思うんですけども、この平成 19 年度決算に掲げられた大体 200 万円強ぐらいのお金が拠出金として入ってくるとすると、平成 20 年度は大体二千五、六百の歳入になるのではなからうかと思いますが、いかがでしょうか。

それと組合債でございますが、組合債についても細かい数字、許可の経緯についてお伺いをいたしました。平成 18 年度の繰越分 3 億 9610 万円と平成 19 年度の許可分、トータルで 2 億 5360 万円を足すと 6 億 4970 万円、これ平成 19 年度の決算になるんですけども、平成 18 年度起債を受けておいて繰越したということは、これは本債発行であったのか、起債前借りであったのか、その辺のところもちょっとお示しを願いたいと思います。

それと交付税の算入についてもお聞かせを願いました。75%分が公害防止事業債で 15%が財源対策債、これは管理市である寝屋川市の交付税として算入されて各市に配分されるのでしょうか。その辺のところも明確にお聞かせ願いたいと思います。

次に歳出についてもるるご答弁をいただきました。この運転管理業務委託については平成 19 年度決算に関する主要な施策の成果 23 ページに記載されてますので特段お聞きするまでもなかったかなと思うんですが、その中で 1 点お伺いいたします。この入札方法は制限付き一般競争入札ということでございます。この制限付きということについては以前の平成 19 年 11 月 29 日の平成 19 年第 2 回定例会議案質疑の中でも質問をされておりますが、明確な答弁がなされておられません。再度この制限付きという内容についてお教えを願いたいと思います。

それと最後、プラスチック製容器包装商品化の業務委託についてなんですが、これも答弁の中で再商品化が 1387.18 トンと、それから運転管理業務の処理委託のところの答弁いただいたのが 18.482 トンと 727.7 トン、919.451 トン、それを足すと 1665.633 トンになります。再商品化の根拠として 1387.18 トンというのが出る。この差というのはどう考えたらいいのでしょうか、お願いをいたします。

以上で 2 回目の質問といたします。

○議長（河西 正義君） 辻課長。

○課長（辻 康明君） 廣岡議員の再質問に順次お答えいたします。

まず 1 点目の負担金についてのご質問でございますが、各組合の状況を把握する中で、市町村課とも相談しながら今後の対応について検討をしてみたいと思います。

2つ目の衛生費国庫補助金についてでございます。61万円の差につきましては、申請額が6億7599万2000円、決算額が5億9966万2000円の差額でございますが、国庫補助対象外経費が61万円発生しまして、それを請求時に精算したということでございます。

次にパンフレット作成代金を雑入にした理由ということでございますが、パンフレット作成代金につきましては基本的には負担等の法律等に基づいて収入しているわけではございません。あくまでも各市が発行した部数に応じてその分を歳入として受けたということで、雑入で計上させていただいたということでございます。

続きましてペットの抛出金の計算式でございます。先ほどちょっと文書でご答弁させていただきましたが、数字で簡単に申し上げますと、平成19年度の2月分が46億3016万4200円、それに51億1943万6489円で組合の処理量223万7523円を割った部分を先ほどの金額で掛けた分、それがイコール202万3680円になりまして、そこから手数料735円を引いた額ということで202万2945円ということでございます。これが19年度2月分でございます。同じく3月分につきましては3億9632万7987円というのが実績でございます。これに対しまして組合の実際の額なんです、209万7826円を3億9507万7451円で割ったもの、掛けたものが210万4466円になりまして、そこから手数料735円を引きますと210万3731円という形になります。

次に組合債についてのご質問でございますが、繰越分につきましては議員ご指摘のとおり18年度は起債前貸しというような形で起債前貸しをしてるということでございます。

次に交付税の起債について、交付税の配分につきましては各市それぞれにおいて交付税額が算入されてるということをご理解いただきたいと思います。

続きまして制限付き一般競争入札の制限とは何かというご質問でございますが、本組合の場合、入札参加資格として構成市のいずれかにおいて競争入札参加資格審査を受け、有資格者名簿に登録されていることを条件とする制限で、要するに対象範囲を定めているということで、その制限をもって制限付き一般競争入札の制限ということになっております。

それとあと1点、処理量の差額についてのご質問でございますが、数量が合わないということでございますが、その差につきましては、未出荷の分ですね。圧縮梱包したけども、未出荷で施設内に貯留されている部分の差がそこで出ているということをご理解いただきたいと思います。答弁につきましては以上でございます。

○議長（河西 正義君） 廣岡議員。

○7番（廣岡 芳樹君） 大体理解はできました。今ご答弁をいただいた中で制限付き入札についての制限のご説明でございますが、以前の答弁についてはなかなか入札前で詳しいことは申し上げられないというご答弁であったんですが、今聞いてみると特にそういうことでもなかったのかなという感想を持っています。以上で私の質問を終わります。

○議長（河西 正義君） 次に中谷議員の質疑を許します。中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 議案に関する質問を行います。

1点目、争訟事務費についてですけれども、健康被害を訴える住民との間で訴訟となっていますけれども、本来の行政のあり方としては、住民への情報公開、住民の理解・協力、住民合意を目指すべきだと考えます。住民に対する行政努力と現状についての見解をお聞きします。

1の2点目です。証人出廷及び陳述・意見書執筆謝礼に20万円となっていますけれども、陳述・意見書の主な内容と謝礼の内訳についてお聞きをします。

なお、意見書の内容で施設周辺に年度としては2006年の6月20日から27日にかけて柳沢先生等が実施をされたVOCの実態調査の中でベンゼン濃度が大気環境基準を超えて最大 $7.78 \mu\text{g}/\text{m}^3$ という高濃度が観測されたということに関係して、意見書を書かれた近藤明先生は特異な気象条件の出現の結果であるというふうに結論づけられまして、廃プラスチック処理施設の影響ではないというふうにされています。しかし、その説明ではその地域での測定、極めて高い濃度が出たということについての納得できる説明はないと考えます。当然その近くに高いベンゼン濃度が出る発生源があったと考えますけれども、その点についての見解もお聞きをしたいと思います。

次に2点目ですけれども、各種の委託料について、その1ですが、運転管理等業務委託について、郵便による制限付き一般競争入札が行われました。開札の立ち会いにはすべての入札業者が参加したのかどうか、お聞きをします。また、調査基準価格が設定されましたけれども、法令上の最低制限価格とどう違うのか、法令上の根拠をお示しくください。また、調査基準価格を下回る低入札があったことから、調査委員会が開かれ、落札を承認しています。そこに学識者の参加はありましたか。また、調査委員の氏名をお答えください。

○議長（河西 正義君） 暫時休憩します。

（午後2時58分 休憩）

(午後 3 時 5 分 再開)

○議長(河西 正義君) 本会議を再開します。中谷議員質問を続けてください。

○8番(中谷 光夫君) 質問を続けさせていただきます。

2の2ですけれども、プラスチック製容器包装再商品化業務委託についてお聞きします。容リ協会が支出する金額との総額は幾らになるのでしょうか。また、年間を通しての額はそれぞれの程度と見積もっておられますか。また、廃プラごみの最後まで追跡調査をしていますか。先ほども質問がありましたけれども、現状がどうなっているか、また今後どうしていくのか、お聞きをします。

2の3点目ですけれども、環境調査業務委託についてお聞きします。調査内容と費用の内訳について明らかにしてください。また、調査結果を見ても、規制4物質とアルデヒド類2物質の測定値が基準を大きく下回っているから環境に影響を与えていないとしていますけれども、昨年11月と今年3月の2回の調査ともTVOCに対する6物質の合計割合はわずか数%であり、90数%は未知(分からない)状態であり、安全性を証明したとは言えません。また、併行測定の結果、毒性のないボタン等がTVOCの大部分としていますが、電光掲示の連続測定器の数値と大きな開きがあり、今後の検討課題となっています。また、毒性がないと説明しているボタン等は、光化学スモッグの原因物質に該当するVOC規制物質100項目のリストに挙げられています。施設からの排出空気の安全性についてどう考えておられますか。また、多くの住民が訴えている健康調査を行わない理由は何でしょうか。

その他として幾つかあります。1つ目ですけれども、開設観覧会に関して、大阪東部リサイクル事業協同組合の名が入ったクリアファイルが配られていますけれども、その経緯と配布責任をお聞きします。

2つ目として、リサイクル施設費の需用費の印刷製本費が500万円の予算に対して約205万円、光熱水費が597万円の予算に対して約416万円という大きな不用額となっています。その理由はどこにありますか。

続いて3つ目ですが、環境保全推進連絡協議会についてです。3月21日の第22回協議会に、裁判に関して意見書を書かれた近藤明・大阪大学大学院准教授を講師に招いて、2万円の謝礼を支出し、4月15日付の協議会だより第22号に内容を掲載しています。訴訟中とはいえ、行政として反対住民への配慮を欠いた不適切な行為と考えます。見解をお聞きします。また、施設周辺の自治会を4つの小学校区に限定して30自治会を対象としていますが、参加の有無は別として、協議会設置の目的から考えて、

訴訟原告が住む三井団地がある三井小学校区を少なくとも含めるべきではありませんか。見解をお聞きします。

4つ目として、環境学習について、3月3日～7日、4市の小中学校の校長会で社会見学に利用の呼びかけをしていますけれども、健康被害の原因施設として住民が争訟中であり、教育現場でも強い反対の声があります。行政として現状では一方的な行為を慎むべきと考えます。見解をお聞きします。

5点目として、施設周辺整備事業に関係して1924万6500円とかなり大きな支出がされています。この施設周辺については、管理責任はどこにあるのでしょうか。それとの関係で支出の是非も問われると考えます。管理責任をお答えください。

以上、1回目の質問とします。

○議長（河西 正義君） 寺西事務局長。

○事務局長（寺西 喜久雄君） それでは中谷議員さんの質問に順次お答えさせていただきます。

争訟事務費についてのご質問のうち、住民に対する行政努力と現況につきましては、組合ホームページを通じて情報発信、北河内4市リサイクルプラザ地域環境保全協議会の開催と協議会だよりの発行などを行っているところでございます。今後とも継続して情報提供を行い、住民の施設への理解を深めてまいりたいと考えております。

陳述・意見書の主な内容と謝礼の内訳につきましては、専門委員会での議論内容について陳述、寝屋川市の大気汚染についての一考察の意見で、謝礼につきましては陳述書執筆謝礼が5万円、意見書執筆謝礼が5万円、証人出廷謝礼が2回で10万円でございます。

それと近藤先生の意見書の内容につきまして、2006年6月の状況で再度追加質問ございましたけれども、これはあくまでその当時の大気の状態を分析されたものでございます。ベンゼン数値等につきましては先般の裁判の中でも柳沢さんが測られた7コンマ台の数字、3時間の測定だったと思うんですけど、それについては裁判の方でも正当性が示されていないというようなことで、裁判判決に出ているかと思えます。

次に各種委託料についてのご質問でございます。運転管理業務委託に係る制限付き一般競争入札の開札につきましては、すべての入札業者が参加しております。

最低制限価格及び調査基準価格につきましては、地方自治法第234条第3項の規定に基づいており、最低制限価格につきましては、同施行令第167条の10第2項の規定でございます。また、調査基準価格は、同施行令第167条の10第1項の規定によるも

のとなっております。予算決算及び会計令第 85 条の規定に準拠しております。

また、調査委員会につきましては学識経験者の参加はございません。委員につきましては、寝屋川市から両副市長、総務部長、環境部部長、枚方市からは財務部長、環境事業部長、四條畷市からは総務部長、市民生活部長、交野市からは総務部長、環境部部長、施設組合からは事務局長でございます。

次にプラスチック製容器包装再商品化業務委託についてのご質問でございますけれども、容リ協会が支出する金額との総額につきましては、907 トンに 9 万 3500 円を乗じた 8480 万 4500 円でございます。

また、再商品化の追跡調査につきましては、引渡量の約 50% が再商品化されており、残りの 50% につきましては大半が固形燃料、いわゆる R P F 化されております。産業廃棄物として単純焼却はされていないと聞いております。

次に環境調査業務委託についてのご質問でございますが、調査内容、金額につきましては、施設から排出される大気環境を把握する目的で、施設排気口及び施設敷地境界線で環境基準 4 物質とホルムアルデヒド・アセトアルデヒド及び T V O C の測定・分析業務で 174 万 3000 円及び T V O C 連続測定器による測定値について検討するために T V O C、プロパン、イソブタン、ノルマルブタンの併行測定・分析業務で 54 万 6000 円でございます。

次に 5 日間の連続測定につきましては、前述の目的で行った調査であるため、議員ご指摘の組成分析を目的に行った調査ではございません。

次に併行測定・分析につきましては、連続測定器 F I D 法と専門委員会と同等の測定器 G C - M S 法との測定値の相関を把握するために行った調査でございますので、今後とも継続して併行測定・分析を行ってまいります。

次に V O C の 100 物質につきましては、関係者の理解を容易にするため、V O C に該当する物質を列挙したものであり、危険性を考慮して挙げられたものではございません。

次に健康調査につきましては、大阪府、寝屋川市が共同して有害大気汚染物質測定法マニュアルに基づき 1 年間の大気環境調査を実施した結果、すべての項目において環境基準値及び指針値以下でありましたことから、寝屋川市が大阪府の関係課や寝屋川保健所と調整協議を行い、現時点では科学的に立証できる検査手法もないことから、その必要はないと判断されております。また、今回の裁判におきましても本施設由来の化学物質の原告らへの到達は認められないと大阪地裁は判断されております。よっ

て健康調査は実施いたしません。

その他の1番で開設観覧会において大阪東部リサイクル事業協同組合の名前の入ったクリアファイルを配布した件につきましてのご質問でございますが、クリアファイルにつきましては大阪府再生資源事業推進協議会から送付された啓発グッズでございます、開設観覧会の来場者に啓発グッズとして配布したものでございます。

次にリサイクル施設費の需用費の印刷製本費の不用額につきましては、本組合と枚方市、四條畷市、交野市の3市が合同で作成いたしました啓発パンフレットの作成業務の入札差金でございます。また、光熱水費につきましては、電気料金につきましては請求締日の関係上、3月分につきましては平成20年度の予算で執行いたしておりますので、平成19年度は当初の3カ月分を見込んでおりましたけれども、2カ月分の支払いになったものでございます。

第22回協議会において大阪大学大学院の近藤明准教授を講師としてお招きした件につきましては、専門的な立場から、3月に実施しました環境測定について解説をいただいたものでございます。

次に協議会対象自治会に三井小学校区も入れるべきではないかのご質問でございますが、協議会発足時におおむね半径1kmの範囲をもとに、北側は枚方交野寝屋川線、西側は大阪外環状線、南側は讃良川、東側は交野市との行政界で一定の範囲を定め、その範囲にある4つの小学校、東小学校、宇谷小学校、明和小学校、梅が丘小学校の30自治会に案内したものでございます。

次に環境学習についてのご質問でございますが、施設見学の呼びかけにつきましては、4市の教育委員会にあらかじめ趣旨説明した上で、校長会の案件としていただいたものでございます。組合が一方的に行った行為ではございません。

次に施設周辺整備事業についてのご質問の中で、歩道整備を行いました。この歩道は、市道打上13号線につきましては市道でございます、管理者責任はあくまでも寝屋川市でございます。以上でご答弁を終わらせていただきます。

○議長（河西 正義君） 中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） お答えをいただきましたけれども、2度目の質問をさせていただきます。

1点目については、これは私がお聞きしたのは、趣旨としては訴訟となっているということを前提にお聞きしているわけですから、反対住民に対してどういう努力をなされているのかということをお聞きしたんですけれども、その具体的な説明がなかつ

たというふうに思います。やっぱり大事なことは健康被害に対する現状把握、事実調査、そういったことではないかと思えますけれども、またそれを踏まえた住民への説明や合意努力ではないかと思えますけれども、再度のご答弁を求めます。

それから証人出廷及び陳述・意見書の執筆謝礼についてご説明いただきました。特に謝礼についての算出根拠をどのように出されたのか、お聞きをしたいと思います。

それから次に大きな2点目ですけれども、調査基準価格について地方自治法施行令の167条の10の1項というふうにお答えになりました。ちょっと私自身がその条文を十分見てないのかも分かりませんが、そういった文言が入っているかどうか。もしお手元があれば167条の10の1項を読み上げていただけたらというふうに思います。

それから調査委員会についてですけれども、これは学識者が参加していないというお答えでした。こういった調査委員会等については第三者による客観的な判断が大事じゃないかというふうに思うんですけれども、そういう意味では4市組合の当事者、行政の当事者自身によって調査委員会を設定されたということから、この公平性や透明性の確保になるのかどうか。その点についてのお考えを再度お尋ねしておきたいというふうに思います。

それからプラスチック製容器包装再商品化業務委託の追跡調査ということで先ほどと同じ答弁があったんですけれども、聞いているということなんですが、これはきちんと証明されるものも含めて調査把握しておられるのでしょうか。改めてお聞きしたいと思えますし、もしそういったことを証明するものが入手しておられれば資料としてもひとつ提供いただきたいというふうに思います。

それからブタン等の毒性の問題ですけれども、私は直接の毒性というよりも、このVOC規制物質に入っているということから考えて、これは有害物質としてそういう規制が設けられているわけですね。そういう有害性についての認識があるかどうか。このことをお聞きしているわけですが、改めて再度の答弁を求めたいというふうに思います。

それから先ほど健康調査については手法等がないというふうな答弁もあったわけですが、1回目に申し上げたことと同じで、やっぱり行政として健康被害を訴える事実があれば健康調査こそ行うべきじゃないかというふうに思えますけれども、この専門委員会でも疫学調査等について行わない理由として、90%除去等も含めて疫学調査を行う必要がないほど安全だというふうな、そういった趣旨の確認があつてやらなかったというふうに思います。そういう意味では手法がないということじゃなく

て、現実にそういう訴えが来ておるわけですから、健康調査をどんな方法でできるかという追求こそ大事だと思いますけれども、この点についても改めての答弁を求めたいと思います。

それから開設観覧会についてのクリアファイルですけれども、配布責任ですね。今のお答えであれば4市組合ということなのかなというふうに思うんですが、改めて確認の意味でお聞きをします。

それから次にリサイクル施設の需用費ですけれども、印刷製本費ですね。これは寝屋川市がすでにパンフレットを配布しておるというところから、恐らくは寝屋川市の支出を根拠に予算化されたのではないかというふうに推定するんですけども、私が聞いたのは差益が出たということじゃなくて、差益が出ていることは分かっておるわけです。その差益が出た大きな理由は、原因はどこにあるのかということをお尋ねしたわけで、そういう意味では寝屋川市の印刷製本費をもし根拠にしたということであれば、寝屋川市の印刷製本費が当時高かったのかどうだったのか。その辺の原因について改めて説明がなかったと思いますから、ご答弁を求めたいというふうに思います。

それから環境保全推進連絡協議会についてですけれども、住民が近藤明先生の報告を紹介した協議会だよりに対して、反対住民の自治会が説明会を求めているというふうに思うんですが、この説明会をしていない理由はどこにあるのでしょうか。また、環境保全推進連絡協議会の設置というのは、市民との協働で環境保全を進めていくというところにあるというふうに思います。そういう意味ではこの環境影響の大きいところにそういった意見を求めていくというのが筋ではないかなと思います。一定の基準ということで先ほど申されましたけれども、そういう意味では私も質問の中で申し上げたように訴訟の原告住民がいる三井団地を含めない理由、納得いく答えはなかったというふうに思います。改めての見解を求めたいというふうに思います。

それから環境教育については、これは重要ですが、真実に基づく公正、公平さこそ求められるというふうに思います。校長会がそういうふうにしたかどうかということを含めて、校長会にお願いをして、校長会が責任をもって行われたことだということだと思いますけれども、やはり政策的判断、政治的判断が教育の場合は優先してはならないというふうに考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

以上、2回目の質問とします。

○議長（河西 正義君） 辻課長。

○課長（辻 康明君） それでは中谷議員の再質問につきましてご答弁申し上げます。

1点目の訴訟を前提として、それを踏まえて住民説明を行っていくべきじゃないかというご質問でございますが、本組合といたしましては先ほどの答弁の繰り返しになりますが、環境保全推進連絡協議会におきまして地元の代表者の方と協議を図っております。また、協議会だよりの発行等行って情報の提供等行っておりますので、今後とも継続して情報提供を行っていきたいというふうに考えております。

2つ目、謝礼算出の根拠ということでございます。報償費の謝礼の算出にあたりましては、弁護士等が相談業務を受けるとかその辺の報酬基準等に基づきましてその報酬額を一定設定させていただいたという経緯がございます。

続きまして競争入札の167条の第1項ですね、朗読するというところで朗読させていただきます。普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる、ということで、具体的にその基準価格という文言はございませんが、そういう文書で規定されているということでございます。

次に容り協会の再商品化の追跡調査についての再質問でございますが、追加調査は基本的には容り協会の方で個別事業所ごとに行ってるというふうに聞き及んでおります。今のところその資料等につきましては入手していない状況でございます。

次にVOCの規制物質、その規制物質の中に有害性の物質もあるということでございますが、私どもが環境調査を行った結果、その内容としてはブタン、プロパン等が80%含まれてるということで、そのブタン、プロパンについてはその規制物質の中に含まれておりますが、それ自体については健康に問題がないということをお先ほどご答弁させていただいた内容でございますが、その辺はご理解いただきたいと思います。

健康調査を行うべきという再度の質問がございましたが、それにつきましては先ほどご答弁申し上げましたとおり、本組合からは健康に影響を与えるような化学物質等発生してないということで、健康調査を行うということは予定いたしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

次に需用費の差が出た大きな理由ということでございます。印刷の数量がかなり大

きいこともありまして、その入札の差金が出た理由といたしましては、競争入札によって、その辺当初組合の方で見積もりしていた額よりもかなり低い額で落札されたと、要するに入札差金というふうにご理解いただきたいと思います。

次に協議会で近藤先生が3月に説明をしていただいたわけですが、基本的に本組合といたしましては、その地元協議会の中で説明をさせていただいているということでございまして、全体あるいはほかの自治会個別にその説明会を行うというようなことは予定をしておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

続きまして保全協議会の関係で三井団地の方ですね、加えるべきという再質問がございました。本組合といたしましては先ほどご答弁申し上げましたが、ある一定、過去における例えば事業概要の説明会等につきましても、また専門委員会の説明会につきましても基本的にはこの30自治会を対象に従前から説明を行ってきたということでございまして、その変更については今のところ考えていないということでご理解いただきたいと思います。

低入札価格の中で学識経験者が入っていないというご指摘がございましたが、法律的にその学識経験者を含めるという規定はございません。この件につきましては答弁を交代させていただきます。

○議長（河西 正義君） 武岡課長代理。

○課長代理（武岡 義正君） 今回の地方自治法施行令の規定の件なんですけれども、まず議員ご指摘の透明性・公平性・競争性の確保の点なんですけれども、制限付きの一般競争入札を執行したことによりまして、通常の指名競争入札であれば指名等を行うという恣意性を排除したということでございます。

あとまた制限付き一般競争入札については、法令上、学識経験者等を入れるという義務はございません。なお、法令におきまして総合評価一般競争入札並びに総合評価指名競争入札、これにおきましては一定学識経験者の加入、これは義務づけられております。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 辻課長。

○課長（辻 康明君） 残り校長会の方で見学の働きかけをしたことについての再質問でございますが、私ども当然ながら広く小学生の皆様含めまして皆様に施設見学をしていただいて、その安全性等について見ていただいてご理解いただきたいと思いますという思いから各小学校にも働きかけていったということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

クリアファイルの配布責任につきましては、当然組合の判断で配布したということ
でございます。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） ご答弁をお聞きして、改めて反対住民に対しての努力姿勢
が欠けているということを感じざるを得ませんでした。

あと調査基準価格についても文言として法令には例示されていないものだというこ
も改めて答弁から明らかになったように思います。

それから何よりもブタン等について全く有害性がないかのような答弁が繰り返され
ましたけれども、これは光化学スモッグ等の原因物質としてのSPMや光化学オキシ
ダントの有害な原因物質としてあるからこそVOC規制物質100物質のリストに挙げ
られているわけで、そういった認識については根本的に改めていただきたいというこ
とを痛感しました。

それから三井団地等を含む30自治会についても、これはもう固定的にとらえるべき
ではないと考えます。距離等が一番重要だというふうに思いますし、何よりも健康影
響や環境影響、その大きさから範囲を考えると、そういう意味では現状を最もふさわ
しい状況に常に柔軟に再検討をして合わせていくという、そういう姿勢こそが求めら
れるということを指摘して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（河西 正義君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（河西 正義君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るので
ありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 認定第1号 2007年度北河内4市リサイクル施設組合歳入
歳出決算の認定について反対の討論を行います。

本施設は、周辺の自治会が健康被害と環境悪化のおそれから原告団を組織して、民
間施設の操業停止、本施設の建設停止を求めて裁判で争われてきたものです。裁判中
に健康被害が発生し広がり続け、今日では寝屋川病とマスコミ報道されるなど深刻な
社会問題にまでなっています。しかし、4市組合は住民の訴えを聞かずに一路建設推
進を進めてきました。訴訟中とはいえ、行政に対する周辺住民の健康調査の願いに応
えず、また環境保全推進連絡協議会の内容に関係して周辺自治会が求めた説明会を開
かず、健康調査を行わないためとしか考えようがない環境調査を行うなど、決算認定
に賛成することはできません。

また、運転管理等業務の委託業者については、日本共産党寝屋川市会議員団に対する暴力威嚇行為など重大な問題があることを指摘しておきます。

以上、討論といたします。

○議長（河西 正義君） これをもって討論を終結します。

これから認定第1号を起立により採決をします。本件は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（河西 正義君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり認定されました。

日程第5、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間には15分以内という時間制限の申し合わせがあります。また、発言回数は3回までですので、念のためお知らせをします。

ただいまから順次、質問を許します。まず廣岡議員の質問を許します。廣岡議員。

○7番（廣岡 芳樹君） 寝屋川市議会の廣岡芳樹でございます。一般質問の機会を与えていただきまして御礼を申し上げます。それでは通告に従いまして一般質問をいたします。

1点目、換気設備及び排気浄化用活性炭の処分についてお伺いをいたします。これまでの議会において活性炭吸着装置やその効用についての質問が行われ、事務局から答弁がなされております。私が当組合議会の議員になりました折に配布を受けました過去の議事録においても多くの質疑、質問を確認いたしております。私は、当施設における排ガス対策としての活性炭の効用については十分に認識をしております。が、お伺いをしたいのは使用済み活性炭の処理についてであります。過去の答弁では、使用される活性炭は約8トン、交換頻度は半年とされております。現在においても、この数値に間違いがないか、まずご確認をお願いいたします。

平成20年度当初予算では、リサイクル施設費に活性炭交換等業務委託に関する経費1158万1000円が計上をされております。委託業務について、その仕様書について、使用済み活性炭処理に対する指示事項について詳しくお答えをください。過去の答弁では特定悪臭22物質に含まれる無機質の物質についても吸着できるとされております。行政機関が行う事業から排出されるいろいろなガスを吸着した活性炭の処理は、環境にとって確実に安全な処理が必要との考えからの質問でございます。

2点目、第二京阪道路事業と環境影響対応についてお伺いをいたします。この問題

につきましても幾度となく質問が行われております。私は、第二京阪道路との関係については平成18年12月4日に寝屋川市民会館小ホールで開催をされました（仮称）北河内4市リサイクルプラザ建設工事説明会の折にもご質問をいたしました。当時の答弁としては、それぞれの事業者が環境影響については対応していく、協議等は実施しないとのことであります。

平成19年7月19日第1回臨時会では「第二京阪道路との大気汚染の複合的な影響についてでございますが、私ども施設稼働による影響による環境への影響につきましては、先の環境影響調査におきましてほとんど影響はないとの結果を得ております。現況を悪化することはないと認識いたしております」との答弁があります。再度、組合としての見解をお伺いいたします。

また、先の裁判においては、判決付記として「寝屋川市の廃棄物焼却場、本施設等2件の施設、第二京阪道路など揮発性有機化合物等を発生させる施設が集中し、居住環境に大きな負荷がかかっていることが認められる」とし、さらに「第二京阪道路の供用が開始された際には、その影響も無視できないものであり、本件地域における大気環境に相当な影響を与えることが予想される」と述べられています。

そこでお伺いをいたします。当組合と地元寝屋川市の第二京阪道路の環境対策所管部局との協議等の有無についてお答えください。有りの場合はこれまでの経過及び協議内容について、無しの場合は今後の対応についてお答えをお願いいたします。

3点目、いわゆる「寝屋川病」についてお伺いをいたします。先の「北河内4市リサイクルプラザ操業差止等請求訴訟」の判決が出された平成20年9月18日の前後には、テレビや新聞等の報道により「寝屋川病」なる文言が造語されたことにより、当寝屋川市の環境イメージは著しく損なわれたのではないかと危惧をいたしております。当施設の北部においては、寝屋南土地区画整理事業も施行されており、影響を心配しているところです。このことについて、裁判の当事者としての組合のご見解をお示しください。また、構成市や特に寝屋川市との協議を実施しておればその内容についてもお答えをください。

4点目、当組合予算の編成についてお伺いをいたします。当組合の当初予算、補正予算の編成につきましては、原案は事務局で作成されていると考えますが、その後どのような手続きを経て成案となっていくのか。査定について構成4市の関わりはどうか等詳細にお答えをください。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（河西 正義君） 寺西事務局長。

○事務局長（寺西 喜久雄君） 廣岡議員さんの一般質問に順次お答えを申し上げます。

まず使用済み活性炭の適正処理についてのご質問でございますが、活性炭の使用量は約5トンでございますが、交換頻度につきましては半年に1回と考えております。使用済み活性炭の処理に関する指示事項といたしましては、安全に処理することになりますが、一般的には使用済み活性炭は水蒸気等で加熱処理を行い、排出された有害ガス等につきましては排ガス処理装置で浄化し、消石灰を加えて、最終的には産業廃棄物として処理されております。

次に第二京阪道路事業との環境影響対応についてのご質問でございますが、本施設の稼働に伴い、生活環境につきましては状況を悪化させることはないと認識しております。次に第二京阪道路供用開始に伴う複合的な影響評価につきましては、道路事業環境担当部局との協議は行っておりません。また、本施設の稼働に伴う環境負荷を管理するため、継続的に排出空気の測定分析を行っております。

次に報道機関等による寝屋川病という造語により寝屋川市の環境イメージが損なわれていることにつきまして、議員ご指摘のとおりであると認識しております。つきましては、健康被害への不安を払拭するため、先般の大阪地裁の判決結果を構成4市の広報・ホームページで周知を図っていただくよう働きかけております。いずれにいたしましても、施設の安全管理につきましては今後も万全を期してまいります。

次に予算編成段階における査定の方法についてのご質問でございますが、予算編成につきましては、まず組合事務局において予算を編成いたしまして、構成4市の環境担当部局と調整を行った後、管理者の査定をお受けしております。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 廣岡議員。

○7番（廣岡 芳樹君） それでは何点か質問をいたします。

従前の答弁では活性炭8トンということに、今の答弁では5トンというご答弁でありました。この8トンから5トンになった経緯をお教え願いたいと思います。

それと水蒸気等で加熱処理をして、消石灰等を加えて、最後は産業廃棄物として活性炭が処理されるということなんですが、この入札における仕様書ですね。仕様書でそこまで書かれておるのか。また、その仕様書については組合独自で作成されたのか。それとも一定学識経験者あるいはどこかそういう専門のコンサルタントの意見を取り入れられてその仕様書を作られたのかどうかについてお聞きをしたいと思います。

それと第二京阪道路については以前と同じ答弁、それはそれで私としては了としますが、ただ各行政ですね、4市の担当と協議をされておらないという明確な答弁があったんですが、今後もしないのか。また、その協議については、私、寝屋川市の一般質問の中でも第二京阪道路の環境問題についてはかなり突っ込んだお話をさせてもらってます。第二京阪道路の担当から話がないのか。また、組合としてはそういう話をする意思はあるのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

次に寝屋川病のことなんですが、広報・ホームページでその払拭に努めるということなんですが、先日も遠方の友達から私の方にちょっと連絡がありまして、どこから聞いたのか知りませんが、お前とこの市、寝屋川病で大変やのうというような、そういう遠い所の人にまでそういうイメージが広がっております。このことは府内はもちろん広まっておると思うんですが、広報・ホームページだけではなく、それよりももっと強力な払拭をする対策が組合だけでは難しいと思います。この4市の中でいただきたいなど、これはお願いでございます。どうせよという方策を今聞いても分からないと思いますけども、これは強力な組合、それと構成4市それぞれが払拭に努めていただきたいなと思っております。

第2回目の質問でございます。

○議長（河西 正義君） 間もなく午後4時になりますが、本日の会議時間は議事の都合によりこれを延長いたします。ご了承願います。辻課長。

○辻課長（辻 康明君） それでは廣岡議員の再質問につきまして順次お答えを申し上げます。

活性炭の量が8トンから5トンになったと、その経過ということですが、前回ご指摘いただいたときにはまだ設計の段階で、確定したものではなかった中で8トンというような設計をしておったんですが、その設計協議する中で5トンというふうに変更されたということですが、

次に先ほどの活性炭の処理ですね、その仕様というご質問ですが、今回、1回活性炭を交換しておりますけども、それにつきましては施設の施工者の新明和の方で責任をもって今回は交換するというので、実際まだ組合の方がちょっと仕様等までは作成していないという状況で、次の機会に組合の方で交換していくわけなんですが、その折に仕様書を作成していくということをご理解いただきたいと思います。

次に第二京阪道路の関係の協議についてのご質問ですが、本組合といたしましてはあくまでも規約の関係で、この施設の管理運営というのが組合の業務という

ことになっておりますので、その辺はまた寝屋川市等からそういう働きかけ等がございましたら組合といたしましても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 廣岡議員。

○7番（廣岡 芳樹君） 活性炭については委託業者の方で適切に処理をしておるだろうというご答弁。廃棄物の引き渡しで先ほども追跡調査というのがありましたが、その辺のところはきっちり学識経験者等にご意見を伺うなりして安全確実な処理をお願いいたしたいと思えます。

それと第二京阪道路は特段という答弁がありました。裁判の当事者としてはそういうところはもうちょっと前向きな意見を、意見といいますか、意思をもって取り組んでいただきたい。寝屋川市あるいはほかの市についてもまたよろしくお願いをいたしたいと思えます。私も所属市の方ではまたいろいろと発言を、要望もしてまいって、より安全な環境を第二京阪道路ができて保持できるようなことをやっていきたいなと思っております。以上で終わります。

○議長（河西 正義君） これにて廣岡議員の一般質問を終結します。次に伊藤議員の一般質問を許します。伊藤議員。

○2番（伊藤 和嘉子君） 枚方から来ております伊藤和嘉子でございます。今までの議案質問等で中谷議員からも多様にわたっての質問項目がありますので、私が今から発言をする項目についても含まれていることもありますけれども、私は私なりの立場でお話、質問をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

2点について質問をします。まず1つ目は、北河内4市リサイクルプラザ操業差止等請求訴訟の大阪地裁判決と住民健康被害の実態についてということで質問させていただきます。2つの廃プラ施設の操業停止を求める住民の訴えに対しまして、9月18日、大阪地裁が行った棄却の判決は、住民が最も苦しんでいる健康被害について一切認めないという極めて不当な内容となっております。健康被害を認めない一審判決に対しまして住民の方々は、事実誤認の判決は認められない、泣き寝入りはできないと10月1日、高裁に控訴されましたので、これはもう係争中の事案となります。

ところが10月15日付で協議会だより第26号が発行されていますが、そこには判決の骨子を報告しています。住民側が控訴したことは記載されておらず、あたかも裁判が決着したかのように誤解をされる記述になっています。また、これは発行の日付からして仕方がないと思えますが、10月1日付の広報ねやがわには裁判結果についての

報道で見出しの文言は、廃プラ施設による健康被害は不認定と書かれています。これらの記事を見ますと、裁判が終結したように思う人も多いと考えられます。

日々様々な健康被害の症状に苦しむ住民にとって極めて重要な裁判なのですから、その報道については今後とも慎重に正確に行わなければならないと考えます。裁判では健康被害を認めないという結果であっても、実際には住民の体に様々な症状が現れ、多くの方が苦しんでおられるのは現実に行っていることなんです。

私は昨夜8時過ぎに廃プラ施設近くのマンション居住者で日々生活する中で息苦しさを感じたり、咳き込んだりする症状が出ている方にお話をお聞きしました。この方は毎朝6時半頃、犬の散歩をされるそうですが、その際に出勤される人たちの中では、今日は臭いがきついですねと言いながら咳き込む姿を多く見かけるそうです。9月にNHKが健康被害について取材に来たとき、取材をされる被害者の家では報道スタッフもハンカチで口を押さえていたということも聞きました。また、桜が丘の住宅でおばあちゃんと若い人の世帯では、おばあちゃんには手に湿疹ができて治らず、若い人は頭にかさぶたができる症状に苦しんでベランダを開けられないで困っているというお話です。また、病気がちになって引っ越した人、小さな子どもを抱えて不安だからと生駒市に引っ越した人など、この地域には多くの住民が影響を受けています。自分や家族だけの症状だと思っていた人も、テレビ報道を見たり、署名をすることで、自分だけではなくて同じことで苦しんでいる人の存在を知る状況も生まれているそうです。

そして私、昨日、宇谷町というんですかね、その小さな公園で小学生の男の子とキャッチボールをしていた中学生に付近のマンションの名前を確認するために声をかけ、ついでに廃プラの健康被害のことを尋ねると、即座に彼は、僕も影響を受けて困っている。朝走っているんだけど、息苦しさを感じるし、自分で指を指して顔にできているこのぶつぶつも医師からはニキビではないと言われた。小さいときからここに住んでいるが、こんな感じは最近になってから、と話してくれました。8時半頃帰るとき、施設前の電光掲示板は1万1540、これは $\mu\text{g}/\text{m}^3$ というんですかね、1万1540の数字が示されていました。

裁判では健康被害を認めないという結果が出ても、実際施設付近の住民には体に様々な症状が現れて多くの方が困っておられるわけです。私も議員をしております、通常住民からの様々な要望や訴え、これを行政の職員の方に頼みますと、必ず行政の方々は現地を見に行ったりして自ら調査をするではありませんか。なぜこの廃プラの

健康被害の実態について寝屋川市や4市組合が直接現地に出向いて住民の健康に関するアンケートを取るなり聞き取り調査に入らないのですか。先ほどもこの問題については、健康調査については答弁がありましたけれども、改めて見解をお尋ねしたいと思いますし、組合の事務局長だけではなくて、寝屋川市の住民のことですから馬場市長にも見解をお尋ねしたいと思います。

次に環境測定調査結果についてです。TVOCの排出基準を変更することについて伺います。参考値 $1400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ から $21 \text{万} 5200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ に変える根拠についてお尋ねしたいと思います。

以上で1回目を終わります。

○議長（河西 正義君） 寺西事務局長。

○事務局長（寺西 喜久雄君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

健康被害の訴えにつきましては、我々といたしましても裁判において住民の方々が法廷で主張されていると、あるいはウォッチングでそういうことを訴えておられるというのは知っております。しかしながら、本組合施設からの排出空気につきましては、すべて活性炭を通過させるなど、環境保全対策には万全を期していることから、周辺住民への健康に影響を与えているとは考えておりません。

次に健康調査の実施につきましては、大阪府、寝屋川市が共同で有害大気汚染物質測定マニュアルに基づいて1年間の大気環境調査を実施した結果、すべての項目において環境基準値及び指針値以下であったことから、寝屋川市が大阪府の関係課や寝屋川保健所と調整協議を行い、現時点では科学的に実証できる検査手法もないことから、その必要はないと、また今回の裁判におきましても我々本施設の化学物質が原告らへの到達は認められないという大阪地裁の判決も出ております。ですので健康調査は実施いたしません。

次に環境測定調査報告についてのご質問でございますが、電光掲示板におけるTVOCの参考値につきましては、先般、北河内4市リサイクル施設組合の全員協議会におきまして説明させていただきましてとおり、規制値等が整備されていないことから今回、大気汚染防止法による揮発性有機化合物の規制対象となる基準のうち最も厳しい規制数値を適用したものでございます。今後は、北河内4市リサイクルプラザ地域環境保全協議会からの「意見書」による指摘のように、構成4市の広報やホームページによって分別排出の啓発を働きかけるとともに、測定値を下げるがために実現可能な技術につきましては調査研究を行ってまいりたいと考えております。以上でござい

ます。

○議長（河西 正義君） 馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 基本的には今、寺西局長がお答えしたとおりであります。

先ほど来から申し上げておりますように本施設組合からの排出空気についてはすべて活性炭を通過させるなど環境保全対策には万全を期しております。そういう意味からも地域住民の健康に影響を与えることはない、このように確信をいたしております。また、今回の裁判におきましても本施設由来の化学物質の原告らへの到達は認められない。こんなふうには大阪地裁は判断されております。

○議長（河西 正義君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 和嘉子君） やはり健康被害は認めないということで、調査もしないというお答えをいただきました。平成17年3月に出示されました北河内4市リサイクル施設組合管理者の馬場好弘様宛ての専門委員会の報告書を見ますと、検討内容の中に、このような施設をここに建設することへの懸念を示す意見が示されています。また、このような施設を建設、管理することは一定重要であるが、一方で生体及び環境への影響を最小限にするための努力は公共事業の使命であり、そのための費用は負担しなければならないとの意見が多く出されているという記述があります。懸念される状況があるにもかかわらず事業を開始し、その結果このように深刻な健康被害が起こっているんですから、行政がしっかりと住民の健康調査、聞き取りを行っていくべきだと思いますが、再度のご答弁と、そして10月の全員協議会では中谷議員の質問にありましたように、山下芳生議員の質問に対する答弁で鴨下環境大臣、舛添厚生労働大臣は、6月の参議院行政監視委員会での答弁で、健康被害は未知の化学物質の影響も考えられる。健康被害を訴える住民がいれば、住民の立場に立って何ができるかと考えるのが行政ということで答弁しています。この答弁を踏まえてのご答弁を再度お願いしたいと思います。

2つ目の環境測定調査結果についてです。本組合施設は大気汚染防止法の規制対象施設ではないと言いながら、なぜこの排出基準を使うのかということが分かりません。揮発性有機化合物排出施設のうち示されている資料を見ますと、印刷をするなど全く違う施設の基準ということで書かれています。廃プラは排出される揮発性化合物とともに多種多様な有害化学物質が発生すると問題になっているのですから、業種別の工場の規制対象となっている揮発性有機化合物がはっきりしている大気汚染防止法の基準で判断することは間違っていると思います。この数値を変えることで住民の不安が

解消するわけではありません。再度答弁を2点について求めます。

○議長（河西 正義君） 寺西事務局長。

○事務局長（寺西 喜久雄君） まず山下芳生さんの環境省の予算委員会でしたかな、質問の中でご答弁の関係なんですけれども、あくまでも我々は、このような施設を造る中で住民の方から色んなご意見がございました。その中で我々としては、平成16年ですか、専門委員会を立ち上げました。実際これを造ったらどうなるのかということをも模擬実験しながら審議していただきました。その中で専門委員会の報告書を平成17年3月にいただいております。その中で我々としては予防原則の基本であるようなことをやってきてこの施設を造ってきております。次に大気汚染防止法の基準の関係でこの施設等は大気汚染防止法に抵触しないのにどうしてその基準を適用するのかという質問ですけれども、あくまでもTVOCというものは一般的にその当時も規制はございませんでした。現在もTVOCは室内環境指針値の中ではあるのですが、一般環境では基準はございません。基準がないなかで国の今のVOCの中で平成18年4月大気汚染防止法が改正されそのなかで発生施設、これは多量の発生施設なんですけれども、そこで規制がかかってきてます。その中で一番厳しい基準、400ppmcという基準を適用させていただいて、それと対比していくと、そういう格好で今回、先般の全員協議会でご説明させていただいております。その中で住民の方にも数字を見ていただくという格好になっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（河西 正義君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 和嘉子君） 全く判決と同じような態度を示されるわけですが、先ほどの質問にもありましたように、やはり人間の体が症状を訴えているということについては、裁判結果とはかかわらずに、やはり行政としてしっかりと調査することによって住民の理解も得られ、協働の力でこの化学的な物質を調査していくということになるのではないのでしょうか。国の基準でも様々な今までの過程でダイオキシンをはじめ様々な環境基準が規制緩和で高くなっているということも示されていて、それが環境にほんとに影響を及ぼしているということは数年、何年かたって分かるという実態が多いことがあるわけです。ですから人間の体が示している症状をまず第一に考える。そしてこのいただいた資料の中でももともと寝屋川はほんとに大気汚染が進んでいるという専門家の意見もありますが、TVOCに限っても考えられないような高い数字が、高くなったり低くなったりしているのも実態なんです。ぜひ行政としてはほかの様々な要件でもそうですが、やはり被害が出ているという、それが1人や2人では

なくて一定の地域でということであれば、ここの施設のことが何らかの関係があるということは明らかだと思います。ぜひ住民の命を、暮らしを守る、そして寝屋川が寝屋川病ということで全国にということではなしに、やはり行政として過去に実績も東京の杉並病、それから東京の町田市、やっぱり行政が疑わしいことがあればやめるといふ姿勢を行っているわけですから、ぜひこの4市リサイクル組合も、それから4市のそれぞれの市長さんたち管理者の方も、その立場で今後ともこの管理運営を進めていっていただけますようお願いをして、質問を終わります。

○議長（河西 正義君） これにて伊藤議員の一般質問を終結します。次に中谷議員の一般質問を許します。中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 一般質問を行います。

1点目ですが、施設周辺住民の健康調査について。本施設が2月に稼働して以後、新たに健康被害の訴えを私自身が直接聞いたことがあります。1つは秦町にお住まいの70代のご夫婦です。今まで咳などしたことがないのに1カ月続いている。4市施設などの廃プラの影響としか考えられないとのことでした。もう1つは宇谷小学校近くのマンション住民です。10人近い方から、窓を開けるようになった5月頃から目や鼻、のど、手足など空気に触れる体の部分の不調、中には胸やみぞおちの部分の痛みが出るようになったなどの話を聞きました。また、やむなく転居する人も相次いでいます。

廃プラ処理施設がつくられてから周辺地域で同様の症状を訴える多くの住民がいれば、通常は保健所などに連絡をして何らかの健康調査を検討するのが行政の仕事だと考えます。先ほども伊藤議員からありましたように、6月に山下芳生参議院議員が国会で舛添厚労大臣に質問しましたが、そうした趣旨の答弁をしています。寝屋川市や大阪府との連携など、4市組合としてどんな努力をしているのか、お聞きをします。

2点目、施設の排出空気と測定調査について。専門委員会の報告と異なる高いTVOCが今も連日測定されています。現在、1日の最大濃度と最小濃度が公表されていますが、排出量との関係を見るためには、1日の24時間測定値の平均値が必要です。公表を求めます。見解をお聞きします。

先ほどの山下芳生議員の国会質問で、鴨下環境大臣は予防原則を踏まえると答弁しました。大気汚染防止法の第1条「目的」は、大気の汚染に関し国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全し、並びに大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより被害者の保護を図ることを目的とする。その第2章の4「有害大気汚染物質対策の推進」のところで

は、第 18 条の 20 として「施策等の実施の指針」に、科学的知見の充実のもとに将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、と予防原則がうたわれています。また、18 条の 21 には「事業者の責務」として、有害大気汚染物質の大気中への排出または飛散の状況を把握するとともに、当該排出または飛散を抑制するために必要な措置を講ずるようにと述べられています。18 条の 22「国の施策」では、地方公共団体と連携をして状況把握の調査の実施、また有害大気汚染物質の人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実に努めなければならないと書かれています。2 項、3 項もありますが、18 条の 23 では「地方公共団体の施策」として、状況把握・調査の実施に努めるなどが書かれています。18 条の 24 は「国民の努力」とうたわれています。26 条「報告及び検査」、30 条「研究の推進等」となっています。4 市組合として、こうした大気汚染防止法や有害大気汚染物質対策の推進の趣旨をどう受け止めていますか。見解をお聞きします。

また、稼働後の T V O C の発生、健康被害の訴えなどが専門委員会の想定と大きく異なっている現状があります。先ほどの裁判で陳述された藤田教授の陳述の中にも 90% 以上の除去が活性炭吸着などに行われるために安全だというような実験結果がありましたけれども、しかし現実には実験時の除去以前の高い数値となっている現実があります。また、陳述の中で東京大学の学生の実験を紹介していますが、機械的な大きな圧力を加えた結果、化学物質が発生したと書いていますけれども、実験では 1 分間に 1 m という速度だったと聞いています。しかし今稼働している本施設は 1 分間に約 7 m の速度で圧縮が行われています。当然機械的圧力が実験と随分異なると思います。大きな機械的圧力があれば化学物質の発生も大きいと考えますが、そういった点をいかがお考えでしょうか。

また、住民との合意を前提とする専門委員会の設置をこうした現状を踏まえて検討すべきと考えます。見解をお聞きします。

先ほどもありましたように $1400 \mu\text{g}/\text{m}^3$ の参考値を今 $21 \text{万} 5200 \mu\text{g}/\text{m}^3$ とされていますけれども、今申し上げてきた大気汚染防止法の予防原則の考え方に立てば、こういった法の根拠をもたない数値を対比すべきでないと考えます。見解をお聞きします。

3 点目、協議会だよりの送付について。10 月 29 日付の「住民のみなさまへ 協議会だよりの送付について」を添えて、10 月 15 日付の協議会だより第 26 号が、この間、施設に反対する自治会の地域に全戸配布されています。地域の住民からは怒りの声が上がっています。協議会だよりや送付の発行日から見て、訴訟の原告側が控訴した事

実を知っていたはずですが。住民が求めている協議会だよりについての説明会はしない一方で、一審の地裁判決を控訴の記述もないまま一方的に配布するのは、行政としては公正を欠く極めて意図的、恣意的な行為と周辺住民から反発を招くのは当然ではないでしょうか。説明を求めます。

4点目、委託業者の選定について。この夏、4市組合から運転管理等業務委託を受けている大阪東部リサイクル事業協同組合が、8月14日、18日、22日と日本共産党寝屋川市会議員団の控室に多数で押しかけ、議会質問や市民への議会報告がけしからんと、「なめとんのかこら、われその言い方」「誰もお前ら議員なんて認めてへんわ」「わしらアホやから何をするかわからへん」「何も脅しにここへ来たんとちゃうぞ。もったいつい中身やったろう思ってるくらいやぞ、お前らに。いちいちお前らの聞くことないわ」などと、暴言や威圧を繰り返し、市会議員を協同組合事務所に無理やり連れて行こうとしました。また、22日には夜、私と松尾議員の自宅にも来ました。今回の暴力威嚇行為は、市民の代表である議員の自由や言論や活動を押さえ込む、人権と民主主義を破壊するものであり、到底許すことができません。こうした業者への委託は公共団体としてふさわしくないと考えます。見解をお聞きします。

5点目、廃プラスチックの材料リサイクルの見直しについて。原告住民は、裁判を通じて、イコール社が提出した書面から、1枚600円のパレットをつくるために、容リ協会から受けるリサイクル費用が5000円かかる。また、独自の試算として、自治体が行う廃プラの回収、圧縮・梱包に4市組合の場合、3000円かかるとして、8000円のリサイクルコストをかけて600円のパレットをつくることの不経済性とエネルギー消費による環境負荷の問題点を指摘しています。9月のNHKの夕刊ニュースの特集でも、寝屋川市の健康被害、環境問題を取り上げ、ごみからごみをつくる廃プラごみの処理については、従来の「リサイクルのために分別を」から「分別のある分別を」への転換を訴えていました。また、焼却炉の技術改良を踏まえ、東京で行われている廃プラごみを燃料として燃やし、発電にリサイクルしている様子を紹介していました。容リ法の見直しを視野に、廃プラスチックの材料リサイクルについては根本的に見直すことを求めます。見解をお聞きします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（河西 正義君） 寺西事務局長。

○事務局長（寺西 喜久雄君） 中谷議員さんのご質問に順次お答えします。追加があったものでちょっと抜けますけれども、またご指摘をお願いしたいと思います。

健康調査についてのご質問でございますが、大阪府は寝屋川市と共同して有害大気汚染物質測定マニュアルに基づいて1年間の大気調査を実施した結果、すべての項目において環境基準値及び指針値以下であったことから、寝屋川市が大阪府の関係課や寝屋川保健所と調整協議を行い、現時点では科学的に実証できる検査手法もないことから、その必要はないと判断しております。また、今回の裁判におきましても本施設由来の化学物質の原告らへの到達は認められないと大阪地裁で判断されております。健康調査はゆえに実施をいたしません。

次に排出空気と測定調査についてのご質問でございますが、本施設はVOCの総量規制の対象施設ではございませんので、従来どおり24時間測定モニタリングを行い、その数値の最大と最小を公表してまいります。また、電光掲示板によるTVOCの参考値につきましては、先般、北河内4市リサイクル施設組合全員協議会において説明させていただいておりますけれども、規制値等が整備されていないことから、今回、大気汚染防止法による揮発性有機化合物の規制対象となる物質のうち、最も厳しい規制数値を適用したものでございます。

次に大気汚染防止法第18条の20「施設等の実施の指針」についてのご質問でございますが、これは有害大気汚染物質による大気の汚染防止に関する施策その他の措置は、科学的知見の充実のもとに、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として実施されなければならないとされております。

また、18条の21には「事業者の責務」として、本施設は大気汚染防止法による該当施設ではございませんが、本施設といたしましては処理棟より排出する空気はすべて活性炭を通してチャンバー室より排出しております。また、年2回、環境調査業務を行っております。

次に住民合意を前提とした新たな専門委員会の設置の検討についてのご質問でございますが、専門委員会報告書につきましては、適切な判断がされているものであると認識しているため、新たな専門委員会の設置はいたしません。

次に協議会だよりの送付についてのご質問でございますが、協議会だよりは、協議会開催ごとにその内容を周辺住民の方々に伝えるために発行しております。施設周辺30自治会に回覧をお願いしております。今回配布いたしました協議会だより第26号につきましては、訴訟判決の報告と環境調査の結果報告を掲載しており、周辺住民の健康被害に対する不安を払拭するため、回覧していただけない自治会において各戸配布をさせていただいたものでございます。なお、議員ご指摘の原告側の控訴の情報の

掲載につきましては、第26回協議会を9月25日に開催している関係上、協議会日より26号には掲載しておりません。

次に運転管理業務委託業者選定についてのご質問でございますが、入札執行につきましては、透明性・公平性・競争性を確保する観点から平成19年11月30日に公告し、郵便入札による制限付き一般競争入札で適正に処理したものでございます。

次にプラスチック製容器包装リサイクル手法の見直しについてのご質問でございますが、循環型社会形成推進法第7条「循環資源の循環的な利用及び処分の基本原則」において、リサイクルの優先順位が定められております。また、再商品化手法についても、同法を原則として指定法人がリサイクル手法を定めているものであるため、本組合がこれに関与できるものではございません。

なお、施設稼働後、連続モニタリングによる測定値が専門委員会における数値を上回っている原因については、環境調査等から選別残渣が大きく影響していることが明らかになっております。

ただ、今の中で圧縮スピードという発言があったと思うんですけども、圧縮スピードというものの、我々の今の成型品、ベールにつきましては、あくまでも見かけ比重0.25というものをベースにしてやっております。これにつきましては専門委員会の実験の中で0.25の見かけ比重と0.5の見かけ比重を実験させていただいて、0.25で測定結果を出しております。現施設も同じように0.25の見かけ比重のベールを作成し運転をしております。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 健康被害に対する答弁はこれまでと同じような繰り返しの答弁をされたんですけども、私が質問でも紹介したように国会の参議院の行政監視委員会で舛添厚労大臣が、健康被害を訴える住民の立場に立って行政は対応することを基本にすべきだと、こういう答弁をしておられます。そのことからすれば先ほどの答弁はそうしたことを踏まえた対応とはとても思えないというふうに思いますけれども、この厚労大臣の国会答弁の趣旨に沿った対応という点でどのようにお考えなのか。改めて健康被害に対する訴えをしておる住民に対する健康調査の考え方を今一度お聞きしたいというふうに思います。

それから私の方が大気汚染防止法について予防原則等を踏まえた内容を申し上げて質問をいたしました。そういった観点に立てば、今の施設はVOCの規制対象施設ではないという、そのことを断りながら法的根拠もないままに他の有害な化学物質を特

定したものを使うということが分かっている工場に適用されている基準をわざわざ最も厳しい基準だといって持ってくるというのは、これは先ほど申し上げた予防原則の考え方に照らしても反します。そういう意味では改めて求められているのは、科学的知見が今明らかになっていなければ、そのことを国と一緒に明らかにしていく。そして先ほど申し上げましたように健康被害を訴える住民の実態がどうなってるのかという事実把握と調査こそ優先して行うべきじゃないかと思います。そういう点では全く法の趣旨を踏まえない対応だと思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

それから次に専門委員会の報告の想定と現状とが合わないことは、これはもう事実だというふうに思います。そういう点では先ほどの参考値として21万5200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ などを持って来るなどは、これはもう専門委員会の報告に照らしても随分と異なっている、違背している現状だと思います。改めて専門委員会を設置して、そして再検討すべきだというふうに考えます。

それから協議会だよりについては、10月29日付に住民のみなさまへというのを添えて配ってるんですね。控訴の事実をそこに書くことはできたはずですが。そういう点でもこれは極めて行政としては配慮を欠いたやり方だと改めて申し上げておきます。

それから委託業者の件ですけれども、大阪東部リサイクル事業協同組合はこの寝屋川では7年間随意契約で建物、機械、土地、光熱水費、寝屋川市から最終的にはすべて提供を受ける特別扱いで本施設と同様の事業を行ってきました。そのことを私たちは問いただし続けてきましたけれども、そのことをご存じの上で今回のような公正、公平なというふうな答弁になっているのか、改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

あともう1つ、容り法との関係で廃プラを含むごみ処理計画、これを作るのは各自治体の責任だというふうに思うんですけども、また容り法もそういった廃プラ処理について義務ということじゃなくて、努力義務というふうにしていると思いますが、その点についていかがでしょうか。

以上、2回目の質問とします。

○議長（河西 正義君） 寺西事務局長。

○事務局長（寺西 喜久雄君） 順次お答え、ダブるところがあると思いますけども、よろしくお願ひしたいと思います。

住民合意の関係なんですけども、我々といたしましても先ほど答弁させていただいたように住民の意見を聞いて、なおさらその中で専門委員会を立ち上げて、その中で

6回の審議、その中で3回、4回の実験をしてやってまいりました。その中でそういう報告書をいただいて建設を始めております。そういう中で安全性をもとに進んでおります。内容にとってはあくまでも専門委員会の報告書に準じて行ってきておるわけでございます。

大気汚染防止法の規制対象施設じゃないし、VOCの一番厳しい基準をあげるのちょっとどうかというご質問なんですけども、先ほど申しましたように現行VOC、特にTVOCに関しては規制がございません。規制がない中で我々としては一番厳しい基準、大気汚染防止法には抵触しないんですけども、この施設は、だけど一番厳しい基準を参考値として掲載し、リアルタイムで今後も続けてまいりたい。

委託業者の関係ですけれども、あくまでもこの選定につきましては制限付き一般競争入札という格好でさせていただいて、透明性・公平性・競争性を確保する観点からやらせていただいて、その中で郵便入札という格好で11月の30日にやっております。その中で参加した業者もすべて立ち会いのもとで開札をしております。

それと協議会だよりで配布した時期がそれよりも遅いので入れるべきじゃないかということでしたけれども、あくまでも協議会だよりの内容というものは、協議会をやった、9月25日にやった日にちの内容を回覧するものでございますので、やった日にちが9月25日ですので、その内容は協議会だよりには入っておりません。

それとごみ処理計画なんですけれども、これにつきましては、我々のこの施設は廃プラとペットボトルの特化したものでございます。あくまでもごみ処理計画というのは構成4市、枚方、寝屋川、四條畷、交野、その4市で作られるものであって、我々の中ではこのごみ処理計画というのは作成する義務もございませんし、各市で作られた中の資料をいただくというものでございます。

○議長（河西 正義君） 辻課長。

○課長（辻 康明君） あと1点、容り法の関係で、その容器包装リサイクル法上、市町村が実施するのは努力義務ではないかというご指摘につきましては、議員ご指摘のとおり努力義務ということで規定されておられます。以上でございます。

○議長（河西 正義君） 中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 答弁は私が聞いたことに十分答えない。例えば東部の問題もそうですが、協議会だよりの中身を聞いておると違って、協議会だよりを配るについて添えた住民のみなさまへという送付文書がありますよね。そこに書くことはできたんじゃないかというふうに今お聞きをしたわけですが、その答弁はもう結構です。

ずっと答弁を聞いておりました、私は国会で確認をされた予防原則だとか、あるいは健康被害を訴える住民の立場に立って行政を行うことが大事だというこの点は本当に貫かれてない。全くそのことを踏まえない今の行政姿勢が大変問題だというふうに思いました。今日も住民の訴えを否定するためには、協議会だよりの中身まで今日は触れなかったですけども、もう何でも利用しようとする。先ほどの大気汚染防止法の工場に適用された基準もそうですけども、住民の訴えを否定できるものは何でも利用しようとする、そういう行政姿勢が改めて浮き彫りになったと思います。そういった行政姿勢こそ問いただされているんだということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（河西 正義君） これにて中谷議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

閉会に際し、管理者からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 閉会にあたりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、上程させていただきましたすべての案件について慎重ご審議をいただき、いずれも原案どおりご可決、ご承認を賜りまして誠にありがとうございました。

本日賜りました意見、質問は十分精査をし、今後の組合運営に生かしてまいりたいと存じます。今後とも、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

これから寒さも日に日に増してまいります。議員の皆様にはくれぐれもご健康にはご留意をいただき、なお一層ご活躍いただきますことをご祈念申し上げまして、誠に簡単でございますけれども、閉会に際してのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（河西 正義君） それでは閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに無事、平成20年第2回定例会のすべての日程を終わることができました。議員の皆さん、理事者の皆さん及びすべての関係者の皆さんのご協力に心から感謝いたします。

今後とも、管理者をはじめ理事者の皆さんにおかれましては、安全第一を目標にいただき、適正かつ円滑な事業の執行に一層の努力をされるようお願いしておきます。

簡単でございますが、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

以上をもちまして北河内4市リサイクル施設組合議会平成20年第2回定例会を閉会いたします。ご苦労さんでした。

(午後4時30分 閉会)

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 河西正義

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 住田利博

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 大川泰生

平成20年11月7日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成20年第2回定例会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	議席の指定			
—	会期の決定	平成20年11月7日	決 定	会期1日間
議 第 3 案 号	北河内4市リサイクル施設組合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例及び北河内4市リサイクル施設組合特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	平成20年11月7日	原案可決	
認 第 1 定 号	平成19年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定について	平成20年11月7日	認 定	
—	一般質問	平成20年11月7日	許 可	廣岡芳樹 伊藤和嘉子 中谷光夫